特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

文京区長 殿			日	付は空欄で	でお願い	に	
W = = +10 - 5° +10	申	請	者	所 在	地	文京区春日〇一〇一(O
※東京都にご提出いただいた 「認可外保育施設設置届」を				名	称	文京 太郎	
参考にご記入ください。				代表者	号 名	文京 太郎	

子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定による確認を受けたいので、同法第58条の2の規定により、以下のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者に関する事項

設置主体	 □ 法人 □ 国立大学法人 □ 保式会社 □ NPO法人 □ その他法人(宗教法人等)
	[☑ 個人 □ 任意団体
設 置 者・ 事業者名※	文京 太郎 (キッズライン)
設置者・のる事 た 所の	〒 112-0000
所 在 地	TEL: 03-000-000 メールフト・レス: 0000.com
代 表 者	職名 フリガナ ブンキョウ タロウ 氏名 文京 太郎
	住所 文京区春日○一○一○

2 施設・事業に関する事項

事業開始(予定) 年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日						
	区 分	添付様式					
	□ 認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部	付表 1					
施設・事業の	☑ 認可外保育施設	付表 2					
種類	□ 預かり保育事業(在園児を対象)	付表3					
	□ 一時預かり事業(在園児以外を対象 1,2 についてはご提						
	□ 病児保育事業 または、文京区HP						
(添付書類)	いただけます。	7.90×72H					

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

[※] 設置者又は経営者が株式会社、各種法人又は任意団体の場合は、社名、法人名又は団体名を記入してください。

「無」の場合、一定の期間までに基準を満たさないと 無償化の対象外となります。

1 届出等に関する事項

児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行った年月日	平成〇〇年 〇月 〇日
事業開始 (予定) 年月日	OO年 O月 O日
認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書の交付の有無	□有☑無
認可外保育施設指導監督基準を満たす予定の年月日※	令和○年 ○月 ○日

※認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されていない施設のみ記入してください

2 施設に関する事項

居宅訪問型(いわゆるベビーシッター)以外の施設等

施設の種類		□ 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設以外							
旭貞	又り作用規	☑ 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設							
名	称	文京 太郎(キッズライン) 居宅訪問型(いわゆるベビーシッター)							
		〒 112-0000							
所	在 地	文京区春日〇一〇一〇							
		TEL: 03-000-000 メールブト゛レス: 00@00.com							
		フリガナ ブンキョウ タロウ							
管 理 者	理者	联名 氏名 文京 太郎							
	住所 文京区春日〇一〇一〇 生年 月日 昭和 〇〇年 〇月 〇日								

3 運営に関する事項

(1) 開所時間·保育提供可能時間

	通常開所時間/通常保育提供可能時間	時間外開所時間/時間外保育提供可能時間	備考
平 日	8:00 ~ 17:30	17:30 ~ 20:00	
土曜日	8:00 ~ 17:30	~	
日曜・祝日	~	~	

^{※24}時間表記で記入してください。

(2) 提供するサービス内容

提供するサービス種別	対象年齢※				
☑ 月極契約	1 歳	ケ月~	6 歳	ケ月	
□ 定期利用	歳	ケ月~	歳	ケ月	
☑ 一時預かり	歳	10 ケ月~	6 歳	ケ月	
□ 夜間保育	歳	ケ月~	歳	ケ月	
□ 24時間保育	<u></u>	した場合の金額を <i>]</i>		月	
□ その他(「時間単位寺の場合	コ、0吋间休月	した物ロの並領を人	(100 \ 75 200)	月	

^{※1}歳未満児の場合のみ、月齢まで記入してください。

(3) 利用料金等

114.1 215	-1					\							
			保育料										
		月極額	定期契	約	_	時預落	かり	夜	間保育	2	4 時	間保育	育
歳	児	60,000円				8, (000円						
歳	児	60,000円				8, (000円			ļ			
歳	児	60,000円				8, (000円			ļ			
歳	児	50,000円				7, (000円						
歳	児	50,000円		保育	料と食	事代	は必ず	区分し ⁻	て記入して	くた	きさい。		
歳	児	40,000円					_			l			
呆育料		公公安 百	入 会	金	7	/	ル料	日用品藝	骨・文房具費	行	事参	加	費
以外の利用料		孙心 伯只	10,000円										
※年齢により料金が異なる場合は、料金がわかるものを別途添付して下さい。		10 000⊞	食事件	<u>, </u>	通原	送	迎費	()	()
		16,000円	8, 0	00円									
	歳 歳 歳 歳 歳 歳 育利 ^の ^{料がわれ} ^も	歳 児 歳 児 歳 児 歳 児 歳 児 ペ育料 の利用料 り料金が異なる 金がわかるもの	月極額 歳 児 60,000円 歳 児 60,000円 歳 児 60,000円 歳 児 50,000円 歳 児 50,000円 歳 児 50,000円 歳 児 40,000円	月極額 定期契約 歳 児 60,000円 歳 児 60,000円 歳 児 60,000円 歳 児 50,000円 歳 児 50,000円 歳 児 40,000円 歳 児 40,000円 歳 児 40,000円 歳 児 40,000円 ☆ 別 次 高利 次 和利 次 和	月極額 定期契約 歳 児 60,000円 歳 児 60,000円 歳 児 60,000円 歳 児 50,000円 歳 児 50,000円 歳 児 50,000円 歳 児 50,000円 未育料 20 40,000円 次 10,000円 かかからもの 18,000円 食事代	月極額 定期契約 一歳 児 60,000円 歳 児 60,000円 歳 児 60,000円 歳 児 50,000円 歳 児 10,000円 歳 児 40,000円 歳 月 40,000円 歳 月 40,000円 歳 月 40,000円 6 章 代 通 園 ほんています。	保育院 月極額 定期契約 一時預定	保育料 月極額 定期契約 一時預かり 歳 児 60,000円 8,000円 8,000円 8,000円 8,000円 8,000円 8,000円 8,000円 7,000円 7,000円 7,000円 環 児 50,000円 保育料と食事代は必ず 歳 児 50,000円 保育料と食事代は必ず 歳 児 40,000円	保育料 月極額 定期契約 一時預かり 夜目 歳 児 60,000円 8,000円 歳 児 60,000円 8,000円 歳 児 50,000円 7,000円 歳 児 50,000円 保育料と食事代は必ず区分して 歳 児 40,000円 水育料の利用料り料金が異なる金がわかるものとなどまかるものとなる金がわかるものとなる金がわかるものとなる金がわかるものとなる金がわかるものとなる。金がわかるものとなる金がわかるものとなる金がわかるものとなる金がわかるものとなる金がわかるものとなる。金がわかるものとなる金がわかるものとなる金がわかるものとなる金がわかるものとなる金がわかるものとなる金がわかるものとなる金がわかるものとなる金がわかるものとなる金がわかるものとなる金がわかるものとなるなどのできます。 18,000円	保育料 月極額 定期契約 一時預かり 夜間保育 歳 児 60,000円 8,000円 歳 児 60,000円 8,000円 歳 児 50,000円 7,000円 歳 児 50,000円 保育料と食事代は必ず区分して記入して歳 歳 児 40,000円 保育料と食事代は必ず区分して記入して歳 森育料の利用料り料金が異なる金がわかるものはかれるものはあれるものわるものはあれるものはあれるものはあれるものはあれるものはあれるものはあれるものはあれるものはあれるものはあれるものはあれる。 食事代 通 園 送 迎 費 ()	保育料 月極額 定期契約 一時預かり 夜間保育 2 歳 児 60,000円 8,000円 歳 児 60,000円 8,000円 歳 児 50,000円 7,000円 歳 児 50,000円 保育料と食事代は必ず区分して記入してくた。 歳 児 40,000円 イント料 日用品費・文房具費 行の利用料 り料金が異なる 金がわかるもの 金がわかるもの 食事代 通 園 送 迎 費 () (保育料 月極額 定期契約 一時預かり 夜間保育 24時 歳 児 60,000円 8,000円 8,000円 歳 児 60,000円 8,000円 8,000円 歳 児 50,000円 7,000円 7,000円 歳 児 50,000円 保育料と食事代は必ず区分して記入してください。 歳 児 40,000円 イン料 日用品費・文房具費 行事参 10,000円 000円 000円 000円 10,000円 000円 000円 000円	保育料 月極額 定期契約 一時預かり 夜間保育 24時間保育 歳 児 60,000円 8,000円 歳 児 60,000円 8,000円 歳 児 50,000円 7,000円 歳 児 50,000円 保育料と食事代は必ず区分して記入してください。 歳 児 40,000円 保育料と食事代は必ず区分して記入してください。 成 児 40,000円 000円 000円 保育料と食事代は必ず区分して記入してください。 000円 000円 000円 日用品費・文房具費 行 事 参 加 り料金が異なる 金がわかるもの 金がわかるもの 食事代 通 園 送 迎 費 () () ()

(4)入所定員

0 歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5 歳児	合計
						2人

(5)職員の配置	- N. #1 - 11. N	①の項目は記入		
①施設長 ※一日の勤務延時間数を 8 [保育業務への従事] [資格] □ 保育士	□ 常勤 □ 非常 3で除した常勤換算後の/ □ 従事する(資格欄 □ 看護師	常 人数を記入してください。	ぎ勤換算後の人数※ □ 従事した この他 (
②保育従事者 常勤換算後の人数※ ※一日の勤務延時間数を 8 [資格別の内訳] 職種 保育士 看護師 准看護師 家庭的保育者	常勤 (人 (人 常勤換算後の人数※) 常勤換算後の人数※)	人数を記入してください。	合は、総数記入くださ	1人 (人) 営勤の区別がない な・合計の欄のみ ない。 ばご記入ください その他()に
その他 (無資本合計) (金融資本の他の職員 常勤換算後の人数※※一日の勤務延時間数を8	第 勤 <u>(</u> 人	1人 0人 1人 非常勤 (「無資格」と	: ご記入ください 0人 (人)
[資格別の内訳] 職種 調理員 その他 (その他 (その他 (合計	(常勤)	非常勤 合計 0人 0人 0人 0人 0人 0人	× × ×	
④合計(①+②+③)常勤換算後の人数※※一日の勤務延時間数を 8[資格別の内訳]職種保育士	常勤 (人) (人) (小人) (小人) (小人) (小人) (小人) (小人) (<u> </u>	<u>人)</u> 総数	(人)

	職	種				常勤	非常	勤	合計
保育士									0人
看護師									0人
准看護師									0人
家庭的保	育者								0人
調理員									0人
その他	(無	資	格)				1人
その他	()				0人
その他	()				0人
合計						0人		0人	1人

(6) 職員の研修受講状況

※ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設及び1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設は必ず記入のこと

 ①施設に在籍している保育従事者数
 1人

 うち、研修受講の有無
 居宅訪問型保育研修(基礎研修)
 人

 子育て支援員研修(地域保育コース)
 人

 子育て支援員研修(上記以外)
 人

 家庭的保育者等研修
 人

 その他(
)

②職員の研修等の参加状況

☑ 参加 (研修名等:令和2年10月 普通救命救急講座 参加者数 1名)

 (研修名等:
 年
 月
 参加者数
 名)

 (研修名等:
 年
 月
 参加者数
 名)

□ 無

併せてご提出ください。

(添付書類)

- 1 児童福祉法第59条の2の規定により届け出た認可外保育施設設置届及び変更届の写し (上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない)
- 2 料金表及び利用案内・パンフレット
- 3 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合(見込み)状況を説明する書類
- 4 職員の研修受講状況に関して、研修の修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類

(添付資料補足)

1 認可外保育施設設置届及び変更届の写し

東京都に開設の際にご提示いただいた、「認可外保育施設設置届」の写し(東京都受理印入り)のご提出が必要です。お手元にない場合は、東京都よりお取り寄せいただき、ご提出いただきますようお願いいたします。

2 料金表及び利用案内・パンフレット

キッズライン等登録事業者のHPなどに掲載されているご自身のページ(保育時間・対象年齢・保育料がわかるページ)のコピーで構いません。

- **3** 証明書の写し又は基準への適合(見込み)状況を説明する書類 交付されている方のみご提出ください。
- 4 職員の研修受講状況が分かる書類

研修受講履歴がある方はご提出ください。

研修の修了証の写し等(研修案内のパンフレット、レジュメ、研修報告書でも可)の、 研修を受講したことや参加したことの分かる書類のご提出をお願いいたします。